

令和6年6月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和6年6月10日（月） 開会 午後2時
閉会 午後2時19分

場所 議会運営委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長
渡辺大副委員長、安藤友貴副委員長
逢澤圭一郎委員、千葉達也委員、吉良英敏委員、細田善則委員、立石泰広委員、
荒木裕介委員、白土幸仁委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、
水村篤弘委員、木村勇夫委員、深谷顕史委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 齊藤邦明議長、松澤正副議長

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

- 1 6月定例会の付議予定議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、6月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。

サイドブックの「埼玉県議会令和6年6月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和6年6月定例会付議予定議案件名総括表」である。6月定例会県議会に提案を予定している議案は、条例3件、専決処分の承認1件、工事請負契約の締結1件の計5件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、予算繰越報告などの報告事項が30件あり、合わせて35件となる。議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

まず、条例については、3件全てが一部改正条例である。主なものとしては、地方税法等の一部改正により、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直しなどを行う「埼玉県税条例の一部を改正する条例」がある。

専決処分の承認については、地方税法等の一部改正に伴い、埼玉県税条例等を令和5年度中に改正する必要が生じ、専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に承認を求めるものである。

工事請負契約の締結については、川口特別支援学校中央棟新築工事の請負契約の締結に係るものである。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしくお願いします。

企画財政部長

それでは、お許しを頂いたので議案等の詳細を、御覧いただいている資料により説明する。

3ページにある、資料1「埼玉県議会令和6年6月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたい。

まず、「条例」について、説明する。1番の「埼玉県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人を見直すとともに、免税軽油制度の適用対象から、専らレクリエーションの用に供する自家用船舶、いわゆる「プレジャーボート」を除外するものである。2番の「埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例」は、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」の施行に伴い、乳又は乳製品の成分規格等に関する根拠規定を省令から命令に改めるものである。

4ページを御覧願う。3番の「埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医などに対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定を行うものである。条例については、以上である。

５ページを御覧願う。次に、「専決処分の承認」である。地方税法等の一部改正に伴い、令和６年度分の個人県民税について、個人市町村民税と併せて、納税者及び配偶者を含めた扶養家族１人につき、１万円の定額減税を行うこととするなど、緊急に埼玉県税条例等を改正する必要が生じたため、去る３月３０日に専決処分したので、議会の承認を求めるものである。

６ページを御覧願う。「工事請負契約の締結」である。川口特別支援学校中央棟新築工事を行うものであり、工期は令和８年１月３０日までとなっており、請負金額は９億７，６８０万円、契約の相手方は株式会社島村工業である。議案については、以上である。

次のページからは「報告事項」である。１番から９ページの６番の（５）までは「予算繰越報告」である。

１０ページを御覧願う。「地方自治法第１８０条第２項の規定による知事専決処分報告」である。１番及び２番は条例の一部改正であり、法律等の一部改正に伴い必要とされる規定の整備を行ったものである。１１ページの３番から１２ページの５番までは損害賠償の額を定めるものであり、損害賠償の額が１００万円以下のため、専決処分を行っている。

１３ページから１６ページまでは「地方自治法第２２１条第３項の法人の経営状況報告」であり、埼玉県住宅供給公社をはじめ合計１９法人である。なお、埼玉県立大学など残りの５法人については、９月定例会での報告を予定している。報告事項については、以上である。

以上が、６月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

委員長

２ 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後２時現在、請願の受付はない。なお、６月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後５時までとなっている。

委員長

３ ６月定例会の会期予定等についての（１）質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、１日３人で５日間、計１５人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、（２）会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料１を御覧願う。委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民１０名、民主フォーラム２名、公明１名、県民１名、共産党１名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民主フォーラム1名、公明1名。2日目、自民2名、県民1名。3日目、自民2名、共産党1名。4日目、自民2名、民主フォーラム1名。5日目、自民3名ということていかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局に配布させるので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる6月14日(金)の正午までとするので、よろしく願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。したがって、質疑・質問1日目の6月21日(金)に係るものについては、一問一答式の場合は6月18日(火)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、6月19日(水)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 埼玉県議会議員表彰についてだが、総務課長に説明させる。

総務課長

埼玉県議会議員表彰について、御説明申し上げます。お手元にお配りした資料2を御覧願う。

昭和56年に定められた「埼玉県議会議員表彰内規」により、資料の「1 表彰の趣旨」及び「2 表彰の基準」にあるとおり、この表彰は「埼玉県議会議員として多年にわたり県政に功績のあった者」を表彰するものであり、基準としては「議員として24年以上在職し、その功績が顕著な者」とされている。

「3 対象者」については、小島信昭議員である。

「4 表彰の方法」については、議長が議会に諮り、その決議をもって行うこととされている。

「5 表彰の時期」であるが、今回の表彰は、開会日時点で在職期間についての表彰基準を満たしているため、開会日に行うことでいかがかと存じる。

「6 伝達式」については、過去の例では、表彰の決議が行われた後の本会議休憩中又は散会後に、副議長、各会派の代表者の方々及び議会運営委員会の正副委員長にお立会いを頂き、議長から伝達をさせていただいている。説明は、以上である。

委員長

ただ今説明のあった埼玉県議会議員表彰については、開会日・6月17日（月）の本会議の議事の冒頭に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料3及び資料4に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

資料3、本会議等のテレビ中継予定（案）を御覧願う。

これまでと同様、6月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告は生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたい。編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の模様は、御覧の表のとおり質問からおおむね1週間後の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料4、「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「6月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「6月定例会ダイジェスト」として、7月14日（日）に放送したいと考えている。

次に、2の「常任委員会だより」である。各常任委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、「常任委員会だより」として、9月22日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしくお願いする。

委員長

6 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和6年度の策定等予定計画一覧表の変更についてである。この件は、去る令和6年2月定例会招集告示日の本委員会において確認されたが、変更が生じたことから、改めて、資料5のとおり知事から議長宛てに提出されたので、御確認願う。

＜ 確 認 ＞

委員長

この件について、執行部の説明を求める。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和6年度の策定等予定計画一覧表の変更について、説明する。

お手元の資料5の2枚目を御覧願う。去る令和6年2月定例会招集告示日の議会運営委員会において、令和6年度の策定等予定計画一覧表を提出した。令和6年度に「埼玉県子育て応援行動計画」の計画期間が終了することから、国のこども大綱を勘案した上で、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を統合した新たな計画として「埼玉県こども計画（仮称）」を策定するとともに、現行の「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を廃止するものである。なお、「埼玉県こども計画（仮称）」については、令和7年2月定例会での提案を予定している。どうぞよろしくお願いする。

委員長

ただ今の説明について、何か発言はあるか。

＜ な し ＞

委員長

それでは、資料5のとおり変更されたので、御承知おき願う。

委員長

7 聴覚障害者等に配慮した取組についてだが、2点、提案をさせていただきたいと考えている。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

＜ 了 承 ＞

＜ 事務局職員が委員長案を配布 ＞

委員長

概要を説明する。

まず、「1 目的」だが、本会議の審議内容等について、字幕を導入することにより、聴覚障害者等への傍聴・視聴環境を向上させるものである。

次に、「2 取組内容」は2点ある。(1)音声認識ソフトによる傍聴席における字幕表示については、音声認識ソフト「UDトーク」により、本会議等における審議の音声を即時に文字起こしし、傍聴席における大型モニタに字幕表示するものである。(2)インターネットライブ中継におけるAI字幕表示については、現在も行っている、本会議のインターネットライブ中継において、AIにより生成された字幕をライブ配信するものである。

最後に、「3 開始時期」については、本定例会から実施したいと考える。

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、案のとおり実施することに決定してよいか。

< 了 承 >

委員長

その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、6月定例会開会日・6月17日(月)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >